

コンサルハウスキャッツのサービスメニュー

資金繰り改善支援

収益拡大、費用削減、返済条件の見直し等による資金繰り改善

①顧問契約

中小企業診断士であり認定経営革新等支援機関の福井佑太が支援。

■費用(税込)

- ・0.5人日(4時間以内) : 55,000円
- ・1.0人日(8時間以内) : 110,000円

※人日に移動時間は含みません。資料作成時間は含みます。



イエモン

ゴエモン

②早期経営改善計画策定支援(ポストコロナ持続的発展計画事業)

国の補助金制度を活用した早期経営改善計画策定支援。借入金返済の条件変更を伴わない計画。

■費用(税込)

412,500円(補助金を考慮した実負担費用は137,500円)

※計画策定支援、伴走支援(期中)、伴走支援(決算期)を全て含んだ金額です。

※金融機関(メイン行)の事前内諾を得てからの支援となります。

③経営改善計画契約策定支援(405事業)

国の補助金制度を活用した経営改善計画策定支援。借入金返済の条件変更を伴う計画。

■費用(税込)

4,950,000円(補助金を考慮した実負担費用は1,650,000円)

※計画策定支援、伴走支援を全て含んだ金額です。

※金融機関(メイン行)の事前内諾を得てからの支援となります。

設備投資の税制優遇活用支援

中小企業を支援する様々な税制上の措置の活用

①経営力向上計画策定支援

認定後、法人税について、設備の即時償却または取得価額の10%(7%の場合も)の税額控除を選択適用。

■税理士法に抵触しない一般的な計算例

3,000万円の機械を設備投資した場合を例にあげます。

即時償却を選択すると減価償却費として3,000万円を1事業年度で費用化できます。

取得価額の10%の税額控除を選択すると法人税が300万円控除されます。

■費用(税込)

200,000円

②先端設備等導入計画策定支援

認定後、固定資産税の軽減措置が適用されます。地方税法に基づき、課税標準を3年間、1/2に軽減。さらに、賃上げ方針を従業員に表明した場合は、最長5年間、1/3に軽減。

■税理士法に抵触しない一般的な計算例

固定資産税の金額 = 固定資産評価額(課税標準額) × 標準税率1.4%

固定資産評価額3,000万円の機械があった場合、固定資産税は42万円。

固定資産税が1/2になることで、1年間でも21万円が節税されます。

■費用(税込)

100,000円

お気軽に
お問い合わせください!

📞 090-3288-6715

中小企業診断士 認定経営革新等支援機関
福井 佑太

✉️ yuta@chcats.jp 📠 〒340-0053 埼玉県草加市旭町4-3-7-102号室

